

正



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 22日

静岡市長
難波 喬司

殿

提出者

住 所 静岡県静岡市清水区蒲原5700番地の1

氏 名 イハラニッケイ化学工業株式会社

取締役常務執行役員 山中 和嘉

電話番号 054-388-2561

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	イハラニッケイ化学工業株式会社
事業場の所在地	静岡県静岡市清水区蒲原5700番地の1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業・有機化学工業製品製造業【163】
② 事業の規模	売上 92.8億円
③ 従業員数	135人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

(日本産業規格 A列4番)

環境局
5.6.26
対策課

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙-3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
		排出量	t t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】 別紙-3のとおり		
②計画	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類ごとに保管場所を決めて分別管理する。 木くず、金属くず、ガラスくず、プラスチック類、紙くず等の分別回収を続け、再生利用をする。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、金属くず、ガラスくず、プラスチック類、紙くず等の分別回収を続け、再生利用をする。
②計画	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】 別紙-3のとおり	
産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
【目標】 別紙-3のとおり	
産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】 別紙-3のとおり	
産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
【目標】 別紙-3のとおり	
産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】 別紙一3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		
	【目標】 別紙一3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】 別紙一3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		

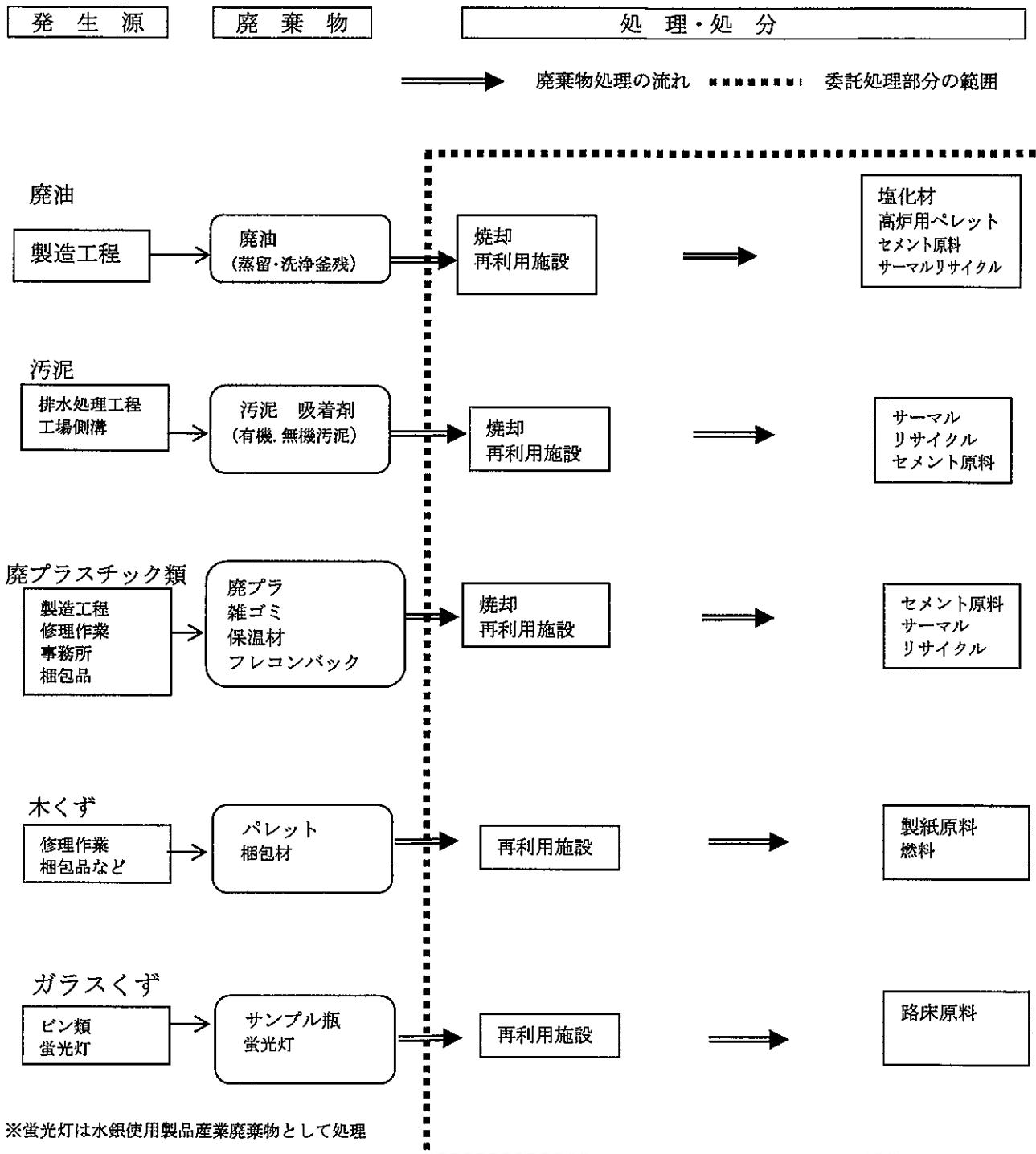
(第5面)

【目標】 別紙一3のとおり		
②計画	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙－1 廃棄物の一連の処理工程



別紙—2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者	イハラニッケイ化学工業株式会社本社工場 生産本部長
廃棄物担当	組織名：物流課
役割	ISO会議 ○廃棄物処理に関することを含めた ISO14001 の中で検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進及び計画的な廃棄物の管理 及び運営を行う最上位機関 ・委員長(ISO 管理責任者)：生産本部副本部長 ・委員：関連部課長他 ・事務局：H S E 課
	廃棄物削減委員会 ○廃棄物の削減、リサイクルの推進等を具体的に目的・目標を提案する機関 ・委員長：生産部長 委員：生産本部長選任
	廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理に関する決定、承認
	廃棄物管理担当 ○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者調査、選定及び管理(委託契約の締結) ○産業廃棄物処理責任者
	H S E 課 ○監督官庁への各種報告 ○関係法令の調査、関係部署への伝達 ○マニフェスト管理

```

graph TD
    KK[統括責任者] --- ISO[ISO会議]
    KK --- KZ[管理責任者]
    ISO --- WSK[廃棄物削減委員会]
    ISO --- CCR[コンプライアンス統括室]
    CCR --- HSE[H S E 課]
    CCR --- QM[品質保証課]
    CCR --- PM[企画管理課]
    HSE --- PM
    WSK --- SHB[生産本部]
    WSK --- MBB[管理本部]
    SHB --- SP[生産部]
    SHB --- TP[技術部]
    SHB --- RDB[研究開発部]
    MBB --- EB[経理部]
    MBB --- TM[総務部]
    SP --- ZT[資材調達課]
    SP --- MF[製造課]
    SP --- LM[物流課]
    TP --- WT[工務課]
    TP --- QM[品質管理課]
    TP --- TC[技術課]
    RDB --- RS[研究室]
    EB --- ES[経理システム課]
    TM --- TM[総務課]
    TM --- RL[人事労務課]
  
```

別紙-3

産業廃棄物の抑制に関する事項

単位:t

産業廃棄物の種類	令和4年度実績	令和5年度計画
廃油	1,652	1,800
汚泥	21	40
廃プラスチック	45	60
木くず	2	10
ガラスくず	3	2

これまで実施した取組

- ・生産過程における副生物の再利用による廃油原単位の削減を実施
- ・効率的な生産計画による廃油発生量の抑制を実施
- ・製品サンプルの回収による廃油発生量の抑制を実施
- ・分別の精度を上げて有価物を増加(廃油の再利用等)
- ・製品をドラム出荷からコンテナ出荷にして容器の使用削減を実施
- ・製品のリパックを減らして容器の使用削減を実施

今後実施する予定の取組

- ・製品切替工程による廃油発生量の削減
- ・分別回収による廃プラスチックの削減
- ・製品別廃液原単位を削減し廃油発生量を抑制
- ・廃油の再利用(有価物化)の拡大
- ・再生利用業者への処理委託(汚泥)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

単位:t

産業廃棄物の種類	廃油		汚泥		廃プラスチック		木くず		ガラスくず	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
全処理委託量	1,652	1,800	21	40	45	60	2	10	3	2
優良認定処理業者への処理委託量	1,652	1,800	21	40	43	60	2	10	3	2
再生利用業者への処理委託量	1,452	—	21	—	32	—	2	—	3	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	200	—	0	—	12	—	—	—	—	—

これまで実施した取組

- ・優良認定処理業者の利用、採用

今後実施する予定の取組

- ・優良認定処理業者の利用拡大
- ・適正処理業者の委託先の確保(リスク対応)
- ・廃棄物の自社処理検討